地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の公表

令和3年度 市単 普通河川西ノ谷川 河川維持管理委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約したので、室戸市契約規則第31条の3第2項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月17日

室戸市長 植 田 壯 一 郎

記

(1) 物品又は役務の名称	令和3年度 市単 普通河川西ノ谷川
及び数量	河川維持管理委託業務
	委託内容:河川内の除草及び伐竹
(2) 契約を締結した日	令和4年3月17日
(3)契約者の氏名又は名 称及び住所又は主た る事務所の所在地	公益社団法人室戸市シルバー人材センター 室戸市浮津 26 番地 5
(4) 契約金額	¥550,000—
(5) 契約を決定した理由	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条 に規定するシルバー人材センターであり、かつ見 積金額が予定価格内であったため。
(6)契約に関する事務を 担当する部署の名称 及び所在地	室戸市浮津 25 番地 1 室戸市役所 建設土木課 TEL: 0887-22-5123